

茨城町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画
(令和8年度～令和9年度)

令和8年4月
茨城町教育委員会

目 次

- 1 計画の趣旨・現状
- 2 目標
- 3 計画の期間
- 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容
- 5 関連する取組、今後のフォローアップについて

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

茨城町教育振興基本計画（第二期計画前期：2023～2027）では、「郷土を愛し、夢や志の実現に努力する、創造性豊かで社会に貢献できる人づくり」を基本理念として掲げている。学校教育では、①幼児教育の充実、②確かな学びの充実、③心と体の教育の充実、④郷土愛教育の充実、⑤地域と時代のニーズに応じた教育の充実、⑥教育環境の充実など、町の教育の質を総合的に高めるための施策が体系的に示されている。

これらの施策を着実に推進するためには、教育活動の中心となる教育職員が、心身の健康を維持しながら専門性を十分に発揮できる環境を整えることが不可欠である。教育振興基本計画においても、児童生徒一人ひとりに寄り添った指導の充実、ICTを活用した学びの高度化、特別支援教育の質的向上など、教職員に求められる役割は多様化しており、これらを実現するためには、教職員が教育の本質的な業務に集中できる勤務環境の確保が前提となる。

しかしながら、近年の学校現場では、教育課題の複雑化、個別最適な学びへの対応、ICT機器の活用、保護者・地域からの相談対応の増加などにより、教育職員の業務量は増加傾向にある。また、部活動指導や学校行事の準備など授業外の業務も多岐にわたり、長時間勤務が常態化する状況が見られる。茨城町においても、学校規模の違い等により、特定の教職員に業務が集中するなど、働き方に関する課題が顕在化している。

こうした状況は、教育職員の心身の健康に影響を及ぼすだけでなく、教育振興基本計画が掲げる「質の高い教育の提供」「持続可能な学校運営」の実現を阻害する要因となり得る。教育職員が健康で意欲をもって教育活動に取り組むことは、児童生徒の学びの質を高めるうえで不可欠であり、町全体の教育力の向上にも直結する。

本計画は、茨城町教育振興基本計画（第二期計画前期：2023～2027）の理念および基本目標を踏まえ、教育職員の業務量を適切に管理し、健康確保措置を体系的に推進するための基本方針と具体的な取組を示すものである。教育職員が安心して働き、児童生徒と向き合う間を確保できる環境を整えることで、町の教育の質を一層向上させ、未来を担う子どもたちの健やかな成長を支えることを目的とする。

(2) 茨城町の現状

茨城町では、教育振興基本計画（第二期前期：2023～2027）に基づき、児童生徒の学びの質向上や地域と連携した教育活動の充実を図っている。また、「茨城町立学校管理規則 第6章校長及び職員の服務第19条」では、業務を行う時間の上限が定められており、職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に継続して取り組んできた。一方で、学校現場における教育職員の業務量や勤務環境には改善を要する課題が依然として存在している。

以下に、教育職員の働き方に関わる主要な現状と課題を整理する。

①本町のこれまでの取組

本町では、子どもと向き合う時間の確保とやりがいのある職場環境を整える体制づくりとして、以下のとおり取組を実施した。

- ・2学期制の導入（令和3年度から）

- ・教育課程を見直し、4月は、全学年5時間授業、5月から、低学年は年間通して5時間授業、3年生は週3日の5時間授業、4年生以上は週2日の5時間授業（令和4年度から）
- ・学校閉庁日を年間6日設定
- ・町行政とも連携し、夏休みの10日間に事業や行事、研修を行わないこと
- ・留守番電話の設置（電話対応は午前7時50分から、午後18時まで）
- ・部活動の複数顧問制、週2日の休み、土日どちらかの休みの徹底
- ・学校の諸行事精選や教室環境のデジタル化等の業務改善の工夫
- ・部活動地域移行への取組
- ・ICTの効果的な活用（学校情報化先進地域認定、学校情報化優良校全校認定）
- ・校務DX化への取組

こうした取組の結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況（教諭）】

	年平均 (月あたり)	年360時間以内 の割合	月45時間を 上回る割合	月80時間を 上回る割合
小学校	27:06	58.21%	6.7%	0.0%
中学校	43:37	13.64%	48.9%	0.8%
町全体	33:39	40.54%	23.4%	0.3%

時間外在校等時間が、月あたりの年平均は、小学校、中学校ともに45時間を下回っているが、年360時間以内の職員は、中学校で13.64%と少なく、小学校でも58.21%にとどまっている。月45時間を上回る割合が中学校では48.9%と多くなっている。

茨城町では、人口の減少、少子化により学校規模が縮小する一方、特別支援学級の増加など、学校ごとに異なる状況が生じている。教育課題の複雑化に伴う業務量の増加と特定の教職員の長時間勤務の常態化となっている。具体的には、個別最適な学びに向けた教材研究・評価の高度化、保護者・地域からの相談対応の多様化、部活動指導、校務分掌に関わる事務作業、児童生徒・保護者対応などにより、時間外勤務が増加する傾向が見られる。

②現状と課題

- ・ICTの効果的な活用の実践により、全校が「学校情報化優良校」、「学校情報化先進地域」として認定されるなど、高度なICT基盤を有しており、これを業務効率化の最大の武器として活用できる環境にある。
- ・「学び合い」に力を入れており、対話的な学びを設計・指導する高度な専門性が求められており、教職員が創造的な教材研究に充てる時間の確保が急務となっている。
- ・ICTの導入が進む一方で、行事準備や部活動、特定の事務作業において、依然として長時間勤務が発生している教職員が存在する。

- ・先進地域だからこそ、勤務時間外のデジタル連絡の制限や、ICTを活用した正確な勤務実態の把握による「心の健康」の確保が課題となっている。

このようなことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき、本計画を策定するものである。

2 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおりである。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする
- ・1年間における1箇月時間外在校時間の平均時間を30時間台にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数を14日以上にする（令和6年度13日）
- ・教職員が児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。（肯定的な回答80%以上）
- ・校務分掌の見直し実施率を100%にする。（年度当初、中間）

3 計画の期間

令和8年度 ～ 令和9年度

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本計画では、文部科学省が示す「教員が担うべき業務」「必ずしも教員が担う必要のない業務」「教員以外が担うことが適当な業務」の3分類（①～⑱）を基礎とし、茨城町の学校規模・人的体制・教育課題に応じた業務量管理および健康確保措置を以下の内容で取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

① 学校以外が担うべき業務

○登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（3分類①）

- ・各地域の実態を踏まえ、児童生徒が学校に登校する時間の見直し
- ・学校運営協議会等を通じて、保護者、地域ボランティアによる通学路の見守り活動の推進

○放課後から夜間などにおける 校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（3分類②）

- ・放課後から夜間における見回り等については、警察や町行政が行っている見守りや地域の見守りに委ねることし、学校における自主的な見回りは原則行わない。
- ・補導等された児童生徒の引き取りについては、原則保護者が第一義的な責任を負うことについて、学校警察連絡協議会や学校運営協議会等で共有していく。

○学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（3分類③）

- ・給食費の学校徴収金について、令和8年度を目途に公会計化を実施し、その他の徴収金に対しても見直しを推進していく。

○保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（3分類⑤）

- ・教育委員会と連携を強化し、関係機関への連携をスムーズに行う体制づくりの構築

② 教師以外が積極的に参画すべき業務

○調査・統計等への回答（3分類⑥）

- ・校務支援システムの機能等を活用し、町からの学校への発出される調査の回答を制限し、回答に係る事務負担を軽減する。

○学校プールや体育館等の施設・設備の管理（3分類⑨）

- ・学校プールは、学校の実情に応じて町の施設利用へ移行し、管理や授業時の監視について軽減を図る。
- ・体育館の地域解放施設の運営・管理については、教育委員会が行う。

○部活動（3分類⑬）

- ・令和9年度中に、原則、休日の部活動の地域展開を実現できるように努める。平日の部活動については、活動時間の適正化や部活動指導員の配置等について検討を進めていく。

③ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

○授業準備、学習評価や成績処理（3分類⑮、⑯）

- ・校務支援システムの機能や自動採点技術等、ICTを効果的に活用することによって、授業準備、採点業務や成績処理等に係る事務負担を軽減する。
- ・授業や授業準備、採点業務等を補助する学習支援員の全校配置を継続する。

○支援が必要な児童生徒・家庭への対応（3分類⑰）

- ・教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する会議を年3回実施することで、学校が組織として関係機関と連携共同し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。
- ・必要に応じて、教育委員会の担当者やスクール・カウンセラー、スクール・ソーシャル・ワーカー等の生徒指導関係の校内会議への参加を推進し、専門的な知見を活用し、教職員と連携・協働した支援体制の構築に努める。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教職員が担う業務の適正化を図る。

- 各学校における年間総授業数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう、設定する。また、柔軟な教育課程の編成に努める。
- 十分な効果が見込めない行事や活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の勤務時間内での会議・研修等の設定など、日課表の工夫、改善を行う。
- ICTの効果的な活用により、会議や事務処理、成績処理等の校務を効率化し、業務の改善を徹底する。
- 留守番電話（午前7時50分～午後6時）の継続とともに、各学校の実態に応じて、定時退勤日を設定するなど早期退勤に努める。
- 引き続き、教室環境のデジタル化など、必要な環境を重点化して行い、教育効果を高められる環境を推進していく。

(3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法の規定を遵守するとともに

に、以下の内容に取り組む。

- 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教職員と校長に、教育委員会による面接指導を実施するとともに、学校長が業務改善計画の作成をし、教育委員会へ報告する。
- 11時間を目安とする、勤務時間インターバルの確保に取り組む。
- 学校のストレスチェックの実施率を100%にし、集団分析の結果等も活用し、職場の環境改善を推進する。
- 年次有給休暇について、まとまった日数を連続して取得できるよう、町の行政、教育委員会、学校が連携して年間行事・事業等の調整を行い、休暇取得を促進する。
- 学校における定時退勤日を月2回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に、6日間の一斉学校閉庁日の設定を行う。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

本計画の実効性を高めるためには、学校・教育委員会・地域が一体となり、業務量管理と健康確保の取組を継続的に改善していくことが不可欠である。

フォローアップを通じて、教育職員が安心してやりがいをもって働き、児童生徒の学びの質を高める環境を持続的に整備していく。

- 取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の在校時間の状況を把握し、課題を分析するとともに、定例教育委員会及び総合教育会議において報告をすることとする。
- 時間外在校等時間に係る目標の達成状況については、各学校における出退勤管理システムで把握し、その他目標については、本町で導入しているストレスチェックや教職員のアンケート結果から、把握する。
- 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らし課題が見られるときは、当該学校に聞き取りや指導を実施する。特に時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校や休息時間の確保が課題になっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ICT活用、校務分掌の見直し、外務人材活用など、学校単独では対応が難しい課題については、教育委員会が協働して改善を図る。
- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校に本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する意識の向上を毎月の校長会で充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。
- 各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運慶協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- 保護者、地域の理解を促進するため、保護者や地域の自治会等に対して、本町における「業務の3分類」をはじめ、業務量管理・健康確保措置」の内容について、周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるように努める。
- 本計画は、社会状況や学校現場の変化に応じて柔軟に見直す。特に、働き方改革関連法制の改正、ICT環境の変化、部活動地域展開の進展などに応じて、必要な修正を行う。